

事務連絡
平成 28 年 6 月 28 日

一般社団法人 日本看護系大学協議会 御中

厚生労働省医政局看護課
看護サービス推進室

看護師の特定行為に係る研修制度に関するリーフレット
(施設管理者・看護管理者向け) の周知について (協力依頼)

看護行政の推進については、平素よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

看護師の特定行為に係る研修制度（以下「本制度」という。）については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号）において、保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）の一部が改正され、平成 27 年 10 月 1 日から施行されております。

本制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としております。

この度、施設管理者及び看護管理者へ本制度の周知を図ることを目的に、別添のとおりリーフレットを作成いたしました。つきましては、貴管下の関係者各位へ情報提供いただきなど、特段のご配慮を賜りますようお願ひいたします。

(別添)

- ・リーフレット

『未来の医療を支える特定行為研修』(施設管理者・看護管理者の皆さんへ)

(参考)

- ・リーフレット掲載先

厚生労働省ウェブサイト URL :

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000128673.pdf>

<問合せ先>

厚生労働省医政局看護課看護サービス推進室

井上、金原

電話 : 03-5253-1111 (内線4178)

「特定行為研修」って、どういいうもの？



特定行為研修の受講生が所属する施設の、 施設管理者・看護管理者の役割

特定行為研修を受けた看護師は、医師・歯科医師があらかじめ作成した手順書（指示）によって、タイムリーに特定行為を実施することができます。※
特定行為研修は、今後の急性期医療から在宅医療等を支えていく看護師を、
計画的に養成することを目的としています。

特定行為研修は、全てに共通して学ぶ「共通科目」と特定行為区分ごとに学ぶ「区分別科目」に分かれています。講義、演習または、実習によって行われ、研修機関によっては、講義、演習に「e-ラーニング」を導入しています。

【共通科目】315時間（合計）【区分別科目】15～72時間

特定行為研修は、厚生労働大臣が指定する指定研修機関で行います。
※【区分別科目】は、指定研修機関と連携することで、自施設で行うことが
可能な場合があります。

Q 指定研修機関はどこにありますか？

特定行為研修の指定研修機関は、平成28年4月1日現在、全国に21か所あります。詳しくは、厚生労働省のウェブサイトを参照してください。

▶▶▶ 特定行為に係る看護師の研修制度

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077077.html>



研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、
おおむね4か月～2年間で修了することができます。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区分別科目によりますが、
おおむね30万円～250万円かかります。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

施設管理者・看護管理者の皆さまは、特定行為研修修了者が研修で学んだ内容を施設内で活用するために、研修修了後の配置先の配慮などの環境整備が重要な役割となります。その他にも、特定行為研修受講中の学習環境の整備や、勤務の調整なども大切な役割です。

特定行為研修は、就労継続しながらの受講が可能です

研修のイメージ

下の例のように、就労しながら研修を受講できます。

▶ 共通科目を受講中の一週間

月	火	水	木	金	土	日
午前			共通 科目	夜勤		
午後						
夕方			共通 科目	夜勤	夜勤	共通 科目

▶ 区別科目を受講中の一週間

月	火	水	木	金	土	日
実習				実習		実習
					自己 学習	
午前				日勤	日勤	日勤

一般教育訓練給付

雇用保険の一般被保険者、または一般被保険者でなくなりてから1年以内にある方が、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受けて修了した場合に、その講座を受講するために支払った費用の20%相当額（上限10万円）を受給することができる制度です。→詳細は、都道府県労働局にお尋ねください。
※この他にも所属施設向けに、独自の助成制度を設けている都道府県もあります。
※支援制度の詳細は、最寄りのハローワーク、または各都道府県にお問い合わせください。

研修生

受講者の所属する施設は、キャリア形成促進助成金の「成長分野等・グローバル人材育成訓練」の活用が可能な場合があります。
→詳細は、都道府県労働局にお尋ねください。
※この他にも所属施設向けに、独自の助成制度を設けている都道府県もあります。
※支援制度の詳細は、最寄りのハローワーク、または各都道府県にお問い合わせください。

所属施設

指定期間や研修を行なう区別科目によりますが、
おおむね4か月～2年間で修了することができます。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



研修の期間はどれくらいですか？

指定研修機関や研修を行う区別科目によりますが、
おおむね4か月～2年間で修了することができます。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。



研修の受講料はいくらかかりますか？

指定研修機関や研修を行う区別科目によりますが、
おおむね30万円～250万円かかります。
詳しくは、各指定研修機関の募集要項を参照してください。

Q & A